

令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 監査委員決定）に基づき、次の（１）～（５）に掲げる17団体（重複があるため実数は12団体）における令和4年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金等交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における4年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（１）出資・出えん、補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	4年度補助金等	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	出資金 500万円	事務局人件費・管理費等 補助 1億2,802万円	健康福祉計画課
		在宅ケア多機能センター 原材料価格等高騰対策給 付 256万円	高齢福祉課

注：補助金等の額は万円未満の切捨てにより表示した。以下の表も同じ。

（２）出資・出えん及び補助等を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	4年度補助金等	所管課
公益財団法人 目黒区国際交流協会	出えん金 3億円	人件費・管理費等補 助、ウクライナ避難民 生活支援助成 4,149万円	文化・交流課

(3) 補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：4 団体

監査実施対象団体	4 年度補助金等	所管課
菅刈住区住民会議	団体活動への補助 74 万円	北部地区サービス事務所
油面住区住民会議	団体活動への補助 86 万円	中央地区サービス事務所
大岡山東住区住民会議	団体活動への補助 59 万円	南部地区サービス事務所
特定非営利活動法人 ほっとステーション	在宅ケア多機能センター原 材料価格等高騰対策給付 108 万円	高齢福祉課

(4) 補助金等交付団体：3 団体

監査実施対象団体	4 年度補助金等	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	一般運営、在宅福祉サービスセンター 運営、権利擁護センター運営、めぐろ ボランティア・区民活動センター運 営、社会貢献型後見人等養成講習事業 への補助 1 億 9,107 万円	健康福祉計画課
	民間障害者福祉施設職員健康相談事業 への補助 75 万円	障害施策推進課
株式会社こどもの森	[こどもの森児童館・学童保育クラブ] 民間児童館運営費補助、放課後児童支 援員等処遇改善臨時特例事業補助、放 課後児童支援員等処遇改善事業補助 9,149 万円	子育て支援課
	[まなびの森保育園学芸大学前] 保育士等キャリアアップ補助、保育サー ビス推進事業補助、保育所等原材料価格 等高騰対策補助、保育従事職員宿舍借上 げ支援事業補助、保育所等における新型 コロナウイルスの感染拡大防止対策事業 補助 2,615 万円	保育課

監査実施対象団体	4年度補助金等	所管課
社会福祉法人 ちとせ交友会	[中目黒ちとせ保育園] 保育所等原材料価格等高騰対策補助、 保育従事職員宿舍借上げ支援事業補 助、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨 時特例事業補助、保育所等における新 型コロナウイルスの感染拡大防止対策 事業補助 2,142 万円	保育課

(5) 公の施設の指定管理者：8団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
シンコースポーツ株式会社	八雲体育館 宮前公園庭球場	平成30年4月 ～令和5年3月	スポーツ振興課
菅刈住区住民会議*	菅刈住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	北部地区サービ ス事務所
油面住区住民会議*	油面住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	中央地区サービ ス事務所
大岡山東住区住民会議*	大岡山東住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	南部地区サービ ス事務所
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団*	特別養護老人ホーム 東山	平成31年4月 ～令和11年3月	高齢福祉課
	東山在宅ケア多機能 センター	平成31年4月 ～令和11年3月	高齢福祉課
	下目黒福祉工房	平成30年4月 ～令和5年3月	障害施策推進課
特定非営利活動法人 ほっとステーション*	田道在宅ケア多機能 センター	令和2年4月 ～令和7年3月	高齢福祉課
NCD株式会社 (旧社名：日本コンピュー タ・ダイナミクス株式会社 令和6年1月1日変更)	自転車等駐車場 (18か所)	平成31年4月 ～令和6年3月	土木管理課
公益財団法人 ハーモニイセンター	碑文谷公園ポニー園	平成31年4月 ～令和6年3月	道路公園課

*印の団体は、上記(1)又は(3)に掲げる団体と重複する。

3 監査実施期間

- (1) 公認会計士による会計書類調査等
令和5年12月4日（月）から12月18日（月）まで
- (2) 監査事務局職員による書類調査等
令和5年12月22日（金）から6年1月22日（月）まで
- (3) 監査委員による監査
令和6年1月23日（火）から2月1日（木）まで

4 監査の主な着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務が適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 出資・出えん団体と所管課
 - ア 出資・出えん団体
 - (ア) 事業は出資又は出えん目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - (イ) 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
 - イ 所管課
 - (ア) 出資・出えん団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- (2) 補助金等交付団体と所管課
 - ア 補助金等交付団体
 - (ア) 対象事業は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - (イ) 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。
 - イ 所管課
 - (ア) 対象事業に関する指導監督は適切に行われているか。
 - (イ) 補助金等交付の手續及び時期は適切か。
- (3) 公の施設の指定管理者と所管課
 - ア 公の施設の指定管理者
 - (ア) 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか。
 - (イ) 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。
 - イ 所管課
 - (ア) 公の施設の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
 - (イ) 委託金の額の算定、指定手續及び管理に関する協定等は適切か。

5 監査の実施内容

次の方法により監査を実施した。

- (1) 公認会計士による会計書類調査等
監査対象団体のうち7団体について、公認会計士による会計書類調査等を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示・提出資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査等及び公認会計士に委託した会計書類調査等の結果を参考にしながら監査資料調査、説明聴取及び施設の管理状況の確認の方法により監査を実施した。

なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体及び施設での管理状況の確認を行った団体は、別添「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。所管課においては、適切に指導監督を行われたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体及び所管課に注意した。

(1) 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（下目黒福祉工房）（障害施策推進課）

物品管理について、区が購入し貸与した備品の、財務情報システムによる貸付処理が行われておらず、年度協定書第5条で規定する基本協定書の物品管理リストの変更手続きが取られていなかった。障害施策推進課は、貸与物品に変更が生じた場合には協定書に基づく事務処理を徹底されたい。

(2) 公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）

ア 会計処理について、現金と帳簿残高の日々の照合が行われておらず、一部の金融機関の年度末の残高証明書が未入手であった。また、物品管理においても、備品台帳への未記載や備品とならない物品の台帳への記載があった。団体は、現金や物品の管理に当たって、日々の確認や定期的な帳簿・台帳等との照合を確実にし、適正な事務処理に努められたい。

イ 情報管理について、インターネットバンキングを利用する際に、本来、支出権限を持つ者が管理すべきパスワード等を担当者が知り得る状態となっていた。また、各担当者が行っている業務のデータについては、それぞれのパソコンに保存されているのみであった。団体は、情報漏えいやデータ紛失等の事故防止の観点から、情報通信機器やデータに関する管理規程を整備し、作業マニュアルを作成するなど、セキュリティ水準の向上に努められたい。

(3) 特定非営利活動法人ほっとステーション（高齢福祉課）

ア 基本協定書第34条に基づく、指定管理業務に固有の口座が設けられていなかった。また、経理規程が整備されていなかった。団体は、管理経費の入出金等の収支状況が明確になるよう、規程の整備も含めて、適正な会計処理の実施に向けて環境整備を図られ

たい。高齢福祉課は、適宜会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

イ 物品管理について、基本協定書第37条では、物品について定期的な点検を行うとされているが、点検結果の記録が残されていなかった。また、備品においては備品を特定するシールが未貼付のものがあった。団体は、指定管理業務において管理すべき物品については、定期的な点検の記録を残し、所管課と点検結果の共有を図られたい。高齢福祉課は、団体による点検状況を把握するとともに、必要な措置を講じられたい。

ウ 区が貸与した施設のマスターキーを紛失する事故があった。団体は、事故の再発防止に向けて、日常の施設管理手順を見直し、複数の担当者がチェックする体制を構築するなど、管理を徹底されたい。また、高齢福祉課は事故報告を受けてからの対応が速やかに行われなかった。事故発生時に迅速に対応する体制を早急に構築されたい。

エ 基本協定書第16条で定めている個人情報の取扱いについて、個人情報を取扱う従事者を変更する書面を提出していなかった。団体及び高齢福祉課は、改めて協定書で定めた事項の着実な履行及び確認を行われたい。

(4) 社会福祉法人ちとせ交友会（保育課）

目黒区事案決定手続規程第4条においては、1千万円以上の補助金の交付決定は区長が行うことと定められているが、課長により決定されたものがあった。保育課は改めて関係規定を確認し、適正な事務処理を徹底されたい。

(5) シンコースポーツ株式会社（スポーツ振興課）

会計処理について、総勘定元帳は区に提出した収支明細と一致しないものがあり、また、指定管理業務に関する口座の管理区分が明確でなく、結果的に本社と指定管理業務の資金混在が見られたほか、本部等管理費の内訳を示す資料もなかった。団体は、指定管理業務に関するマニュアルを整備し、照合表を作成するなど、指定管理業務と他の業務の会計を明確に区分されるよう改善されたい。スポーツ振興課は、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

(6) NCD株式会社（土木管理課）

基本協定書第36条に基づく、指定管理業務に固有の口座が設けられていなかった。また、物品管理については、区が貸与した物品の第39条に基づく定期的な点検が行われていなかった。団体は、数多くの施設を管理しており、使用する機器の数量も多くその機能も多様であることから、改めて協定内容を確認の上、適正に物品管理を行われたい。土木管理課は、貸与物品の現況を正確に把握し、必要に応じて基本協定書の物品管理リストを更新されたい。

(7) 公益財団法人ハーモニセンター（道路公園課）

ア 会計処理について、区が管理経費として毎年支払う小修繕費については、会計年度終了後速やかに精算書を提出することとされているが、例年、残額が発生しないとの理由により精算が行われていなかった。残額の有無にかかわらず精算書を作成し提出されたい。道路公園課は、適宜、会計処理の状況や協定書に基づき、適切に指導監督を行われ

たい。

イ 会計上の固定資産台帳と馬の頭数が一致せず、馬具台帳は取得日や取得金額、異動履歴等の記載がないため内容の一致が確認できなかった。団体は、定期的な実査などにより帳票と実態を一致させるようにされたい。道路公園課は、適宜、管理状況を把握し、適切に指導監督を行われたい。

ウ 決算金額の内訳において、人件費では実際に勤務している人数との不一致が見られ、飼育経費においても頭数が実態と異なっていた。また、諸経費においては本社管理経費との按分計上との説明であったが、その計算過程が確認できなかった。団体は、実態に基づく帳票を作成するとともに、道路公園課は報告様式の見直しを含め、実態を適切に把握できるよう必要な措置を講じられたい。

エ 基本協定書第17条で定めている個人情報の取扱いについて、個人情報保護管理責任者の報告がなかった。団体及び道路公園課は、改めて協定書で定めた事項の着実な履行及び確認を行われたい。

菅刈住区住民会議、油面住区住民会議、大岡山東住区住民会議、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会、株式会社こどもの森の5団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 指定管理者における事業の適正な管理執行について

ア 今回の監査においては、物品の管理について改善を要する団体が複数あった。区から貸与された物品等の適正な維持管理は、施設の機能を最大限に発揮し、指定管理事業を円滑に実施するための基本的な業務の一つであるとともに、区民・利用者が安全に安心して施設を利用するために必要なものである。また、個々の貸与物品は区民の貴重な税金から購入されているものであり、その重みは現金と何ら変わるものではない。団体は貸与物品も含めた全ての管理物品について、協定書で定めた財産管理の規定の確認や物品のリストと現物を照合する等、適正な物品管理に努められたい。各所管課においても、基本協定書の記載内容を改めて確認するとともに、事業報告の機会などを通じて管理状況を的確に把握されたい。

(指定管理施設所管課)

イ 会計処理においても、適正であることを十分に検証できない状況が見られる団体が複数あった。団体の規模や業務内容は多様であり、意思決定や会計処理体制はそれぞれ異なるとしても、各団体における内部管理規程や経理規程の存在とその遵守などにより、指定管理業務に係る会計処理が適正に行われていることを明確に示さなければならない。各団体においては、改めて協定書で定めた指定管理業務において必要な手続を確認の上、指定管理業務に固有の銀行口座を設置しない場合等、協議を必要とする項目については、所管課と協議を行い、対外的に適正な会計処理として示せる帳票類を整えられたい。所

管課においても、協定書で定めた会計処理の意義や目的について改めて確認し、各団体の報告を踏まえ、より効果的な手法を検討し、改善すべき点はその都度見直しを図るなど、適宜適切な指導監督を行われたい。

(指定管理施設所管課)

ウ 区においては、指定管理者の効果的・効率的な事業執行と、適正な会計処理を図るため、随時、標準協定書を見直している。平成15年の地方自治法改正により創設された指定管理制度は20年が経過し、他の地方公共団体における実績が蓄積されている。今後、効果的・効率的な事業運営に資する制度運用に向けて様々な観点から見直しを進められたい。また、所管課は、今回の監査結果を契機として、指定管理者制度の有効な活用について検討を重ね、適切に指定管理事業を実施されたい。

(企画経営課・指定管理施設所管課)

(2) 財政援助団体等における情報管理体制の確保について

多くの団体は、日々直接区民等と接して事業を実施する中で、個人情報に触れ、活用する機会も多い。個人情報については、関係法令を遵守し、各団体の責任において適正に保護し活用することが求められている。また、指定管理者においては基本協定書で個人情報の保護に関して実施すべき事項を明示されている。財務会計に係るデータについても同様であり、細心の注意をもって管理しなければならない。

しかし、今回の監査においては、情報通信機器の管理やそこに保存されているデータの管理に関して改善すべき点が認められた。各団体が保有する個人情報の漏えいや紛失は、当該区民等の権利利益を侵害するものであるとともに、区や団体の事業活動への信頼を大きく損なうことを改めて認識されたい。情報管理規程や具体的な行動マニュアルが整備されていない団体においては、速やかに整備し、必要な改善措置を取られたい。また、業務に従事する担当者一人ひとりが情報管理に責任を持ち、情報の紛失や漏えいにつながる個々の手順等を見直すなど、組織全体で情報の適正な管理に対する意識醸成にも取り組まれたい。

情報通信技術（以下「ICT」という。）の急速な進化は、事業の効率性と正確性の向上に寄与するのみならず、コロナ禍を契機としたオンライン会議の開催やテレワークの実施など各団体の運営体制にも大きな影響を及ぼしている。今後の事業実施に当たっては、更なるICTの活用が見込まれるが、同時にそのリスクを把握し事故防止に向けた必要な対応を図らなければならない。所管課においても適正な情報管理手法と事故防止の取組について区が保有する知見等を示し、適宜、実査を行うなど、適切に指導監督をされたい。

(財政援助団体等所管課)

3 まとめ

今回の監査において、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助などに係る出納その他の事務は、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、所管課の団体に対する指導監督をはじめとする事務執行もおおむね適切であった。

財政援助団体は増加しており、それに伴う補助金の交付総額も増加傾向にある。令和4年3月に策定した目黒区基本計画においては、公民連携の推進を区政運営方針の視点として掲げ、効果的・効率的な行財政運営の観点から民間活力の活用を推進していくことを基本とするとしており、今後さらに公共サービスの提供主体の多様化が見込まれる。

所管課は、公民連携による区政運営が今後の区政運営の鍵となることを念頭に、区民サービスの向上に向けた視点を持って、財政援助団体等が実施する事業の効果や課題について各団体と認識を共有し、必要な指導監督を行われたい。

各団体及び所管課においては、今後も必要な資料の提出や監査委員による説明聴取など、適切な監査が実施できるよう協力をいただきたい。

以 上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査等

団 体 名 等	実 施 日
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団【出資金】、本部【補助金等】	12月4日
特定非営利活動法人ほっとステーション 田道在宅ケア多機能センター【指定管理】	12月5日
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 下目黒福祉工房【指定管理】	12月6日
シンコースポーツ株式会社 八雲体育館・宮前公園庭球場【指定管理】	12月8日
NCD株式会社 自転車駐車場(18か所)【指定管理】 (令和6年1月1日社名変更:旧社名日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社)	12月13日
公益財団法人目黒区国際交流協会【出えん金】・【補助金等】	12月14日
公益財団法人ハーモニセンター 碑文谷公園ポニー園【指定管理】	12月14日
社会福祉法人目黒区社会福祉協議会【補助金等】	12月18日
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム東山【指定管理】、東山在宅ケア多機能センター【指定管理】	12月18日

(2) 監査事務局職員による書類調査等

団 体 名 等	実 施 日
菅刈住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	12月22日～ 1月16日
油面住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
大岡山東住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
社会福祉法人ちとせ交友会 中目黒ちとせ保育園【補助金等】	
株式会社こどもの森 こどもの森児童館・学童保育クラブ【補助金等】、まなびの森保育園学芸大学前【補助金等】	12月22日～ 1月22日

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査は、12月22日から1月16日の日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取)

団 体 名 等	実 施 日
● 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団	1月23日
○ シンコースポーツ株式会社	1月25日
○ NCD株式会社	1月25日
○ 特定非営利活動法人ほっとステーション	1月26日
社会福祉法人目黒区社会福祉協議会	1月26日
☆ 菅刈住区住民会議	1月26日
★ 株式会社こどもの森	1月30日
☆ 油面住区住民会議	1月30日
★ 社会福祉法人ちとせ交友会	1月31日
公益財団法人目黒区国際交流協会	2月1日
○ 公益財団法人ハーモニセンター	2月1日
☆ 大岡山東住区住民会議	2月1日

※ ☆印の団体は、現地にて説明聴取及び指定管理施設の管理状況の確認を行った。

※ ○印の団体は、指定管理施設の管理状況を現地で確認した。

※ ●印の団体は、指定管理施設「下目黒福祉工房」の管理状況を現地で確認した。

※ ★印の団体は、補助金交付対象施設の現地視察を行った。